

主流を占めていたのに対して写生を基本とする自然主義的な作風を示し、注目を集めたが、業半ばにして急死した。

象堂の作風を支持したのは中村不折、大村西崖、結城素明、平福百穂、石井柏亭等々であった。象堂が死去するや、まず不折は『日本』新聞(明治三十二年六月八日、十、十二日、十四日)に望台野史の筆名で「故小坂象堂」と題する長文の追悼記事を書いた。西崖はその翌月に都鳥英喜、新海竹太郎と共著の『象堂遺芳』を出版し、友人の業績を世に紹介した。なお、それ以前に西崖は『美術評論』に象堂の作品を極力取り上げて支援していた。『京都美術協会雑誌』第八十五号(同年七月)にも養和庵主なる人の「小坂象堂死ス」と題する追悼記事が掲載されているが、これも同誌と縁故の深い西崖の執筆ではないかと思われる。京都派のなかにも象堂の支持者はあった様子である(丹青生著「後素協会の絵画(上)」明治三十五年六月十日『都新聞』)。素明、百穂、柏亭らは象堂の自然主義を受け継ぎ、それを



小坂 象堂

が死去した翌年に発足する。なお、『ほととぎす』第二巻第十号にも高浜虚子の「故小坂象堂」と題する文が載っている。虚子は『ほととぎす』の挿画や美術評論記事のために四回ほど象堂と会っただけだったが、百年の知

己のようだったと言っている。虚子は同誌前号の「文学美術評論」欄(明治三十二年四月東京美術学校生徒成績展覧会の記事)では象堂の日本画改良論の一端を紹介している。

『象堂遺芳』には主な遺作が収録されているが、その多くは今日所在不明である。本学には代表作「野辺」(明治三十一年)と油画「海辺松林」(同)の二点が収蔵されている。

⑩ 瀧精一の起用と美学講義

森鷗外の後任として明治三十二年九月十一日に瀧精一が嘱託(美学担当)を命ぜられた。瀧は明治六年生れ。南宗花鳥画家瀧和亭の子で、号は拙庵。のちに東京帝国大学教授、帝国学士院会員、文学博士となり、一方では明治三十四年より歿年の昭和二十年まで『国華』の編集の主軸となるなどしてわが国の東洋美術史学に大きく貢献する。

瀧は明治三十年七月に東京帝国大学文科大学を卒業し、さらに大学院で美学を専攻。一年志願兵として入営後、本校嘱託となり、同三十四年八月まで在任した。同四十二年九月より同四十四年十月の間も再度嘱託となっている。最初の起用の際の講義は西方春叢(本名俊造、明治三十六年日本画科卒業)の受講ノートによれば、序論で美学の字義、バウムガルテン、カント等によるドイツ美学の隆盛、東洋(仏典)の審美論等について述べ、本論は第一章、美の悟覚、第二章、美の階級、第三章、美感における自在融通の義、第四章、人の個における美、第五章、自在美三要義、第六章、術美の一般詮義、第七章、芸術の二大分類(羈絆芸術と自由芸術)、彫像論概要、絵

画論概要の順に講じたことがわかる。

① 『校友会雑誌』

校友会機関誌『錦巷雜綴』は岡倉校長時代の終焉とともに廃刊となり、明治三十二年十一月九日に至り本誌が創刊された。編輯兼発行代表人は前波覚次郎。第三号（三十三年八月二十三日）より平子尚（鐸嶺）がこれに代わり、最終第五号（三十四年四月三日）まで鋭意編集に努め、また自ら論説を登載している。

② 丹青会

明治三十二年十一月、本校卒業生有志は日本美術院・日本絵画協会とは別途に日本画の発展を図るため丹青会を組織した。同会発足に関する記事が『校友会雑誌』第二号に次のように掲載されている。

丹青會 本會は當年十一月を以て其組織なり専ら日本畫會^{〔界カ〕}の發達を期し翌四月公會を催す由 今本會規則を得たれば左に掲げむ

丹青會趣旨

本會は東京美術學校關係者の作品を一堂に蒐て公衆の縦覽に供し以て社會の品評を求め各自の技能を競べ本邦繪畫の發達を期せんとす 故に本會は形式に流れ情弊に陥る恐れあるべき審査授賞を行はずたゞ相互批評して以て研鑽に資するのみ これ本會の他と趣を異にする所也 今左に本會の規程を掲げ同窓諸君の協贊を望み併せて出品に吝ならざらむことを冀ふ

發起人 嶋田友春 大村西崖

溝口宗文 本多天城

天草神來 中村如等

結城素明 高橋烏谷

岡田秋嶺 山崎香雲

大森敬堂 加藤南涯

河邊正夫 建部香湯

筆谷等觀 前波鶴年

丹青會規程

第一條 本會の目的は相互協力して我國繪畫の發達を圖るにあり

第二條 本會事務所は

〔空白〕

第三條 本會は別に役員を設けず發起人一同其任に當る

第四條 毎年春秋の二回展覽會を開き普く公衆の縦覽に供す

第五條 本會の出品は日本繪畫に限る

〔第六條欠損〕

第七條 出品は東京美術學校關係者に限る

第八條 出品は鑑査の上陳列せざることあるべし

第九條 本會に出品せんとするものは本會にて定むる所の雛形に倣ひて目錄を製し出品物に添付し本會事務所へ宛て差出すべし

第十條 出品は陳列に適當なる裝飾を要す

但し地方出品にして運搬不便のものは依頼により本會に於て之を引受け装置すと雖ども其費用は左の規定に